

東京国税局

法人事業者の皆様へ

- インボイス発行事業者となるための登録申請はお済みですか。
- 取引先（仕入先）にインボイス発行準備に関してご相談されていますか。

「新たな動画（インボイス制度関係）」を作成 (国税庁 HP 等へ掲載)

今回、取引先の多い法人事業者の皆様向けに、インボイス制度開始に向けて必要な事前準備や、留意点を説明した動画を新しく作成しましたので、ご紹介いたします。

<インボイス制度の新作動画のご紹介>



第1部「事前準備編」(東京国税局作成・15分)

インボイス制度の開始に向け、売手及び買手の立場で、それぞれどのような事前準備が必要となるかを具体的に説明しています。



視聴はこちら



第2部「留意点と取引条件編」(東京国税局・公正取引委員会共同作成・10分)

東京国税局から、登録事業者における売手及び買手の立場での留意点を説明しています。



視聴はこちら



また、公正取引委員会から、免税事業者である取引先との取引条件を見直す際の留意点を独占禁止法や、下請法の観点から説明しています。

(注) ご自分のインボイスの登録番号を取得された場合は、例えば、取引先にご自分のインボイスの登録番号をお知らせしてみると、インボイスの発行・受領の準備を進めていきましょう。

【情報サイトのご案内】

- インボイス制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイトをご覧ください。特設サイト内では、制度の理解を深めていただくための動画や、説明会の案内も掲載しております。

インボイス制度
特設サイト



- 公正取引委員会のホームページでは、免税事業者やその取引先の対応に
関して、消費税法だけでなく、独占禁止法、下請法及び建設業法といった
関係法令に基づいた「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対
応に関するQ&A」をとりまとめて公表しています。

公正取引委員会
Q&A



事前準備はお済みですか？【基本項目をチェック！】

登録を受ける場合の売手としての事前準備

- 取引ごとにどのような書類を交付しているかの確認
- 交付している書類等につきどう見直せば適格請求書となるかの検討
- 登録を受けた旨（登録番号）、何を適格請求書とするか、その交付方法等について、必要に応じて売上先に伝えて、認識を共有
- 適格請求書の写しの保存方法や売上税額の計算方法の検討

登録を受ける場合の買手としての事前準備

- 自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引かの検討
- 繙続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するかの検討
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法の検討

このチェック項目の詳細版が、インボイス制度特設サイト内のパンフレット「(令和4年7月) 適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」に掲載されております（上記二次元コードからアクセスできます。）。

◎ インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談

軽減・インボイスコールセンターまでお問い合わせください。

【電話番号】 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

◎ 下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談

上記【情報サイトのご案内】公正取引委員会Q&A記載の相談窓口にお問い合わせください。

消費税

インボイス制度開始に向けた準備はお済みですか

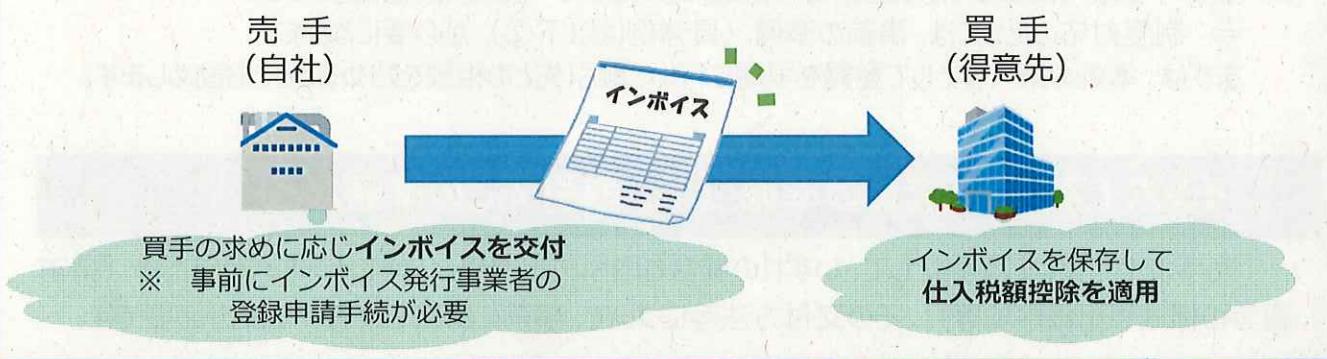
《課税事業者の皆様》

○ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- ▶ 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。

※ 制度開始時である令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続を行なう必要があります。
- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として、売手から交付されたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。
- ▶ 売手としてインボイスを発行して、得意先である買手が控除を行えるようにするために、インボイス発行事業者としての登録を受ける必要があります。

※ インボイス（適格請求書）は、「売手が買手に正確な適用税率や消費税額等を伝える」ために交付される書類であり、現在お使いの請求書等に、登録番号や消費税額等を追加したものがインボイスとなります。



○ インボイス制度開始のための周知・広報

- ▶ 国税当局では、準備の第一歩として、インボイス発行事業者の早期の登録申請をご案内しています。

※ 登録後に取引先に連絡するなど準備する期間も必要になりますので、早めの登録申請をお勧めしています。
- ▶ 取引先との準備を進めるに当たっては、売手及び買手との事前準備を説明した動画を国税庁動画チャンネルに掲載していますので、ご参考してください。

国税庁動画
チャンネル



○ インボイス発行事業者の登録の効果及び留意すべき事項

区分	登録	効果	留意すべき事項
課税事業者	する	インボイスを交付できる (取引先(得意先)は控除できる)	現在使用されている請求書等をインボイスに対応したものとする必要
	しない	インボイスを交付できない (取引先(得意先)は控除できない)	取引先(得意先)が控除できなくなり、 取引先(得意先)の損益に影響が生じる 可能性あり ※ただし、一定期間は控除が認められる 経過措置あり

○ インボイス発行のための準備 (① 登録申請)



- ※ 登録申請書を提出してから登録番号が通知されるまで一定の期間が必要です。
 ⇒ 制度対応のためには、事前の準備（具体例は以下②）が必要になります。
 まずは、準備の第一歩として登録を早期に行い、取引先との相談を始めることをお勧めします。

○ インボイス発行のための準備 (② 取引先との準備など)

「売手」として又は「買手」として、いずれの場合も取引先に連絡し、何をインボイスとするか（請求書等の様式や記載事項等）、その交付方法等について、事前に認識を共有することが必要です。

売手として

- ・取引先（売上先）には、登録を受けた旨（登録番号）を連絡（何をインボイスとするか、その交付方法等について認識を共有）
- ・取引ごとにどのような書類を交付しているかの確認（交付している書類等につきどう見直せばインボイスになるかの検討）
- ・インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法の検討

買手として

- ・取引先（仕入先）には、インボイス発行事業者の登録予定の有無を確認
- ・受け取った請求書等をどのように保存、管理するかの検討（請求書等を登録番号のありなしで区分して管理・記帳ができるようにすることが重要）
- ・帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法の検討

消費税

インボイス制度は免税事業者も関係します

《免税事業者（消費税の申告をされていない方）の皆様》

○ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

▶ 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。

※ 制度開始時である令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。なお、制度開始後であっても、隨時、登録申請手続を行っていただければ、登録を受けることができます。

▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として、売手から交付されたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

▶ 売手がインボイスを発行するためには、インボイス発行事業者としての登録を受ける必要があります（登録は任意です）。

※ インボイス（適格請求書）は、「売手が買手に正確な適用税率や消費税額等を伝える」ために交付される書類であり、現在お使いの請求書等に、登録番号や消費税額等を追加したものがインボイスとなります。

売 手
(インボイス発行事業者)



買 手
(課税事業者)



買手の求めに応じインボイスを交付
※ 事前にインボイス発行事業者の登録申請手続が必要

インボイスを保存して
仕入税額控除を適用

○ インボイス制度とは

インボイス制度とは、課税事業者が消費税を一般課税で申告をする際、インボイスの保存がなければ、仕入税額控除（仕入れに係る消費税額を差し引くこと）が認められない制度です。
⇒ インボイスの保存がなければ、結果として納付税額が増えることになります。

【例】課税事業者（一般課税）の課税仕入れ等に係る消費税額が1,000円の場合

区分	インボイス開始前 (これまで)	インボイスの 保存がある場合	インボイスの 保存がない場合
消費税の納付税額の算出	課税売上 げに係る 消費税額 - 課税仕入 れ等に係る 消費税額	1000円を 課税仕入等に係る 消費税額として 控除可能	1000円を 課税仕入等に係る 消費税額として 控除可能

（注）インボイスの保存がない場合も、仕入税額控除に関し、制度開始から6年間は一定の経過措置があります。

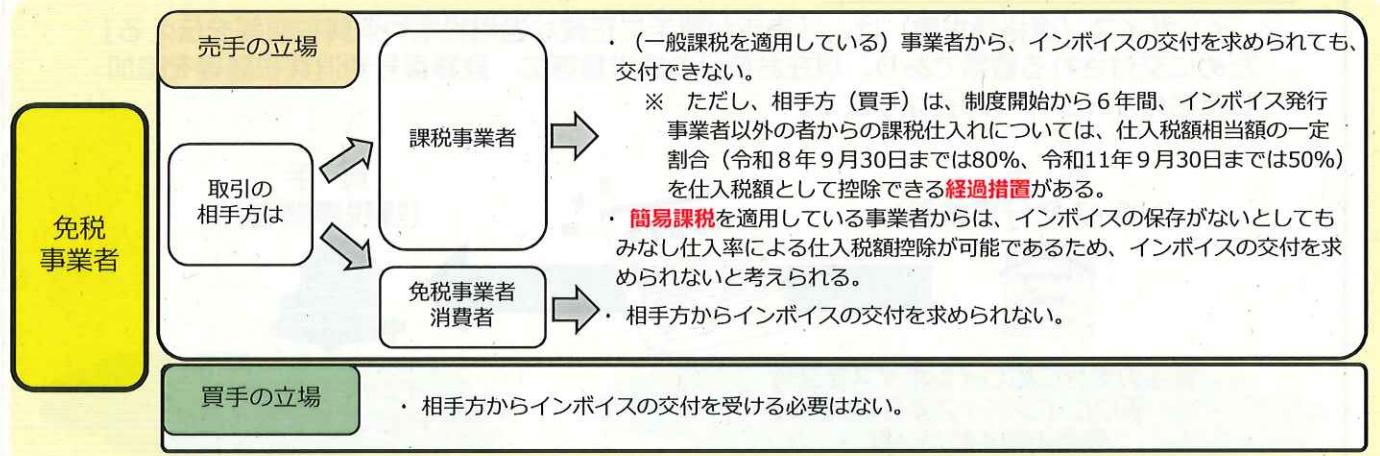
○ インボイスの交付を求められる場合

取引の相手方（売上先）が仕入税額控除のためにインボイスを必要とするのは、相手方が課税事業者（一般課税）の場合です。

区分 (自分 to 売上先)	インボイス の交付	理由等
B to B（課税事業者【一般課税】）	求められる	インボイスの交付を受けなければ仕入税額控除を受けることができないため
B to B（課税事業者【簡易課税】）	求められない	インボイスの交付を受けなくてもみなし仕入れ率による仕入税額控除が可能であるため
B to B（免税事業者）	求められない	消費税の申告をする必要がないため
B to C（消費者）	求められない	事業者でないため

○ インボイス発行事業者になるか否かの検討

取引の相手方（売上先）からインボイスの交付を求められるか否かも含め、インボイス発行事業者（課税事業者）になるか検討する必要があります。



○ インボイス発行事業者の登録の効果及び留意すべき事項

区分	登録	効果	留意すべき事項
免税 事業者	する	インボイスを交付できる (取引先は控除できる)	<ul style="list-style-type: none"> 消費税の申告納税義務が発生 現在使用されている請求書等をインボイスに対応したものとすることが必要
	しない	インボイスを交付できない (取引先は控除できない)	<ul style="list-style-type: none"> 取引先が控除できなくなり、取引先の損益に影響が生じる可能性あり * ただし、一定期間は控除が認められる経過措置あり

➤ インボイス制度に関する情報（各種パンフレット、動画、説明会の開催案内など）は、右記の国税庁HP（インボイス制度特設サイト）に掲載しています。

